

研究推進委員会専門部会内規

平成 20 年 10 月 25 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は研究推進部規程第 9 条の規定に基づき、研究推進委員会専門部会（以下「専門部会」という。）について必要な事項を定める。

(専門部会の名称)

第 2 条 研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）に設置する専門部会は次のとおりとする。

- (1) 学内研究費審査・評価部会
- (2) 外部資金審査・評価部会

(審議事項)

第 3 条 各専門部会は、それぞれ次の事項を審議し、推進委員会に上程する。

(1) 学内研究費審査・評価部会

- ア 学内研究費に係る調書及び研究計画書等の審査に関する事項
- イ 学内研究費に係る研究成果等の評価に関する事項
- ウ 学内研究費に係る研究成果等の公表に関する事項
- エ 推進委員会への建議に関する事項
- オ 推進委員会からの諮問に関する事項

(2) 外部資金審査・評価部会

- ア グローバル C O E プログラムに係る拠点形成計画の学内選考及び申請支援に関する事項
- イ 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業をはじめとする大型の研究プロジェクト及び各種団体等の助成金（以下「研究プロジェクト等」という。）に係る構想調書・研究計画書等の学内選考及び申請支援に関する事項
- ウ 研究プロジェクト等における研究進捗状況及び研究成果等の評価に関する事項
- エ 研究プロジェクト等における研究成果等の公表に関する事項
- オ 推進委員会への建議に関する事項
- カ 推進委員会からの諮問に関する事項

(構 成)

第 4 条 各専門部会は、それぞれ次の委員をもって構成する。

(1) 学内研究費審査・評価部会

- ア 研究推進副部長（以下「副部長」という。）
- イ 各学部、心理学研究科、法務研究科及び会計研究科から選出された専任教育職員 各 1 名
- ウ 推進委員会の議を経て専門委員として部長が指名する専任教育職員 若干名
- エ 学長が指名する学長補佐 1 名

オ 特定分野の申請課題に関する審査に必要な専門知識を有する審査協力委員 若干名

(2) 外部資金審査・評価部会

ア 研究推進部長（以下「部長」という。）

イ 推進委員会の議を経て部長が指名する専任教育職員 若干名

ウ 学長が指名する学長補佐 若干名

エ 審査に必要な専門知識を有する者 若干名

オ 学長室長

カ 学長室次長のうち1名

(専門部会の運営)

第5条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

(1) 第2条第1号に規定する専門部会の部会長は副部長をもって充て、副部会長は前条第1号イに規定する委員のうちから、当該部会委員の互選により選出する。

(2) 第2条第2号に規定する専門部会の部会長は部長をもって充て、副部会長は当該部会に属する教育職員のうちから部会長が指名する。

2 前条第1号ア及びエ並びに前条第2号ア、ウ、オ及びカに規定する専門部会の委員の任期は、役職在任中とする。

3 前条第1号イ及びウ並びに前条第2号イに規定する専門部会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の委員に欠員を生じたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前条第1号オ及び前条第2号エに規定する専門部会の委員は、当該専門部会の審議事項に応じて当該専門部会の議決を経て部長が指名する。

6 部会長に事故あるときは、副部会長がその任務を代行する。

7 専門部会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、委員総数の過半数をもって決定する。

8 専門部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 専門部会に関する事務は、研究支援課が行う。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、推進委員会の議を経て定める。

附 則

この内規は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この内規(改正)は、平成21年4月1日から施行する。